

# ようこそ

TRAVEL & LIFE GUIDEBOOK

NO. **87**  
APRIL 2022  
無料



↑  
メールでのお問い合わせはこちらをスキャン



**FORMULA GROUP**  
Mobility Manager®

あなたに笑顔で会える日を楽しみにしています

[www.formulaindia.co.jp](http://www.formulaindia.co.jp)



マナン・アガルワル



山田 幸彦

弊社は、会計、税務、規則、コーポレート・ファイナンス、リスク・アドバイザー、取引アドバイザー、コンプライアンス&アウトソーシング、給与計算、仮想CFO、工場・労働法、人事サービスを専門としています。弊社チームは業務経験がある、若いスタッフにより構成されています。グループ内パートナーは、お客様が一步先へ進めるようにするため、お客様にとって完璧で時間内に効率的なサービスが

## インドにおける日本人駐在員の課税関連の諸問題。

1991年開始の産業政策により、インドはインドへの外国投資を歓迎する様になりました。それ以来、多くの日本企業がインドに子会社、連絡事務所、支店を設立しています。この事が日印関係を後押ししている事は間違いありません。しかし、インドにおける日本人駐在員の税務は、雇用主である企業にとっても、駐在員にとっても、常に複雑な問題を抱えています。本稿では、インドにおける日本人駐在員の課税に関する幾つかの重要な概念について簡単に説明致します。

Expatriate (国外駐在員)とは、「国外にいる」という意味です。インドの1961年所得税法では、'Expatriate'と言う言葉について特に定義をしていません。しかし、Deputation (派遣)やSecondment (出向)の役割でインドで働いている従業員の事を指します。分かり易く言えば、Expatriateとは、雇用主である会社からインドに派遣されて働いている日本人を指します。

日本人駐在員とは、業務内容に応じ、以下のいずれかの方法でインドに派遣されている人を指します。

- ビジネス訪問
- 短期派遣
- 中・長期駐在
- 永続的移動
- コンサルタント

派遣・出向の手配に関わる主な問題は以下の通りです。

### 1. 入国管理

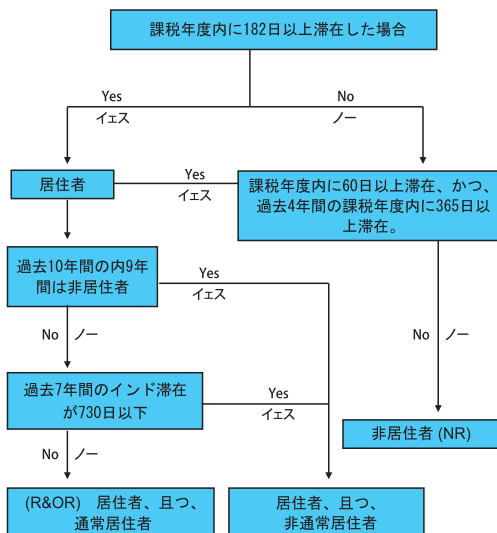
駐在員は、訪問の目的に応じて正しいビザの 카테고리 (ビジネスビザ、雇用ビザ、学生ビザ) で渡航しなければなりません。インド到着後14日以内に、インドの外国人登録局 (FRRO) に登録する必要があります。

### 2. 課税性

日本人駐在員がインドで提供したサービスに対して受け取った給与は、所得の「源泉」がインドにあるため、その受取場所にかかわらずインドで課税されます。従って、日本人駐在員に対して支払われる給与・手当・福利厚生のうち、インドでの勤務期間に関連するものは、通常、インドで課税されます。雇用主は、この様な支払いに対する源泉徴収の義務を負う事になります。源泉徴収義務を怠った場合、雇用主はインドにおいて利息やペナルティを支払う義務があります。

### a) 居住ステータス

日本人駐在員のインドでの課税所得範囲は、その人の課税居住者としての地位、つまりインドでの物理的な滞在状況によって決まります。以下は、1961年版所得税法に基づく個人のインドにおける課税居住者資格の判定方法です。



### b) 課税対象範囲

Resident & Ordinary Resident (ROR) は、インドで全世界所得に対して課税されます。非居住者 (NR) は、インドで受け取った、あるいは受け取ったと見做される所得、又は、インドで発生した、或いは、発生したと見做される所得に対してのみに課税されます。インドで発生した、または、発生したと見做される所得とは、インド所得税法 (1961年版) で説明されています。インドに居住しているが、通常の居住者ではない者 (RNOR) は、通常、非居住者と同様に課税されますが、唯一の違いは、海外で発生した所得がインドで管理されている事業や設立された職業から発生した場合にも納税義務がある事です。

この様に、インドでは、所得はその性質に応じて、受領ベース、又は、発生ベースのいずれかで課税されます。所得は、それが実際に納税者に到達した時に受領されると言われますが、その様な所得を受け取る権利は納税者に帰属した時に発生するとも言われます。

**c) インドで課税される給与と所得の構成要素。**

インドで働く日本人駐在員は、インド法人が給与支払者であるか否かにかかわらず、インドで提供されたサービスに対して得た給与について、法律に定められた一定の免除を条件として、インドで課税される事になります。インド所得税法は、インドで課税される「給与」所得の広範な定義を定めています。基本給だけでなく、宿泊施設、車、運転手、日当、転勤手当、ストックオプション、ギフト、パウチャーなど、駐在員が雇用主から受け取る全ての報酬、特典、利益、付加給付が含まれます。

**d) 税率**

インドでの純課税所得が確定したら（税制上の居住地と給与を含む全ての関連源泉からの所得を考慮した上で）、次はインド政府が公表している段階別税率に基づいて、インドで支払うべき税金を計算します。以下は、2022-23年度のインドにおける現行の税率です。

課税所得 (INR)	所得税法115条BACに 基づく代替税率	現行税率		
		60歳未満	シニア市民60歳-80歳	スーパー・シニア市民80歳以上の市民
25万未満		無		
25万-30万	5.20%		無	
30万-50万		5.20%	無	
50万-75万	10.40%	20.8%		
75万-100万	15.60%			
100万-125万	20.80%	31.2%		
125万-150万	26.00%			
150万-500万	31.20%			
500万-1,000万		34.32%		
1,000万-2,000万		35.88%		
2,000万-5,000万		39.00%		
5,000万余り		42.74%		

**e) 日印租税条約(DTAA)**

インド政府と日本政府は、以下のような場合に発生しうる二重課税の可能性を排除するためDTAAを締結しています。

- 日本人駐在員がインドと日本の両方の税務上の居住者に該当する場合、及び/又は
- 日本の税務上の居住者である駐在員が、インドから所得を得ている場合。

租税条約(DTAA)は、同じ所得がインドと日本の両方で課税される事がないようにするための方法と手段を規定しています。インドは、90カ国以上とDTAAを締結しており、日本はその内の1つです。インドの非居住者に該当する日本人駐在員には、所得税法とDTAAのどちらか有利な方の規定が適用されます。

**f) 均等割・仮払税金**

多くの企業では、海外駐在員が海外赴任をする事によって有利になることも不利になることもない様にするため、給与と所得に対する税金は日本にいる場合と同じか、それ以下であるべきだ、と言う原則に従っています。この原則は「タックス・イコライゼーションと呼ばれ、日本での給与から仮の税金が差し引かれ、日本やインドでの給与と所得に関する実際の税金は雇用主が負担し、駐在員は負担しない事を意味します。仮の税とは、租税平衡政策の一環で、日本人駐在員が赴任中に「仮り」、または、「留守宅」税を負担するもので、日本で生活し働き続けた場合に得られるはずの報酬に対して計算されるものです。仮り税は、駐在員の通常の給与から差し引かれ、雇用主が「納税準備金」として留保します。これにより、会社は赴任中の給与と所得に対する日本、及び、インドでの税金を全て支払う事になります。

**g) 外国税額控除(FTC)**

インドで所得を得た日本人駐在員は、インドで「源泉地」ルールにより課税され、日本では「居住地」ルールにより同じ所得について課税される可能性があります。この様な場合、所得に対する二重課税が発生する可能性があります。この様な二重課税を回避するために、租税条約(DTAA)では、日本で支払っ

た税金の控除(オフセット)をインドの納税義務を認める事で、二重課税を排除するための特別な規定を設けています。外国税額控除(FTC)による控除を受けるためには、インドの税務上の居住者である個人は、所得税法に基づく所得申告を行う前に、インドの税務当局にForm No.67を提出する必要があります。

**h) 短期滞在免除**

日本人駐在員の1年間のインド滞在日数に応じて、所得税法、又はDTAA、以下のように「短期滞在外者免税制度」を申請する事が出来ます。通常、「短期滞在外者免税」適用は、日本人駐在員がインドに滞在した1年目に適用される事が分かっています。



## インドにおける「短期滞在者免税制度」適用を受けるための条件

所得税法第10条第6項第6号の規定。	日印DTAA15条(従属的人的役務)に基づく
外国雇用主がインドでのいかなる取引やビジネスにも従事していないこと、及び	非居住者である雇用主から、又は雇用主のために報酬が支払われる場合。
日本人駐在員の1年間のインド滞在日数が90日以下である事。	日本人駐在員の1年間のインド滞在日数が183日以下である事。
そのような報酬は、所得税法上、課税対象となる雇用者の所得から控除されません。	インド非居住者の恒久的施設(PE)又は、固定基盤によって報酬が負担されないこと。

\*日印DTAAに基づく優遇措置を受けるためには、日本の税務当局が発行する「納税者証明書」の取得が必須となります。

### 1) 税引前契約

通常、雇用主である企業は日本人駐在員と「ネット・オブ・タックス」契約を結び、インドでの税金は雇用主である企業が負担し、インドの税務当局に預けることになっています。

### 2) 雇用主による源泉徴収義務

1961年版所得税法は、日本人駐在員がインドで提供されたサービスに対して得た所得に対する税金を正しく計算し、インドの税務当局に納める事を雇用主に義務付けています。適切な源泉徴収を行わなかった場合、雇用主は所得税法に基づく利息や罰則を受ける事になります。

### 3) 所得税法に基づく手続き上の義務

日本人駐在員は、インドで所得税法に基づき、以下の義務を負う必要があります。

- ・ インドでPAN (Permanent Account No)を取得する。
- ・ 年度内に雇用主が計算し、源泉徴収し、インドの税務当局に納付した税金をもとに、インドで年次確定申告書を作成・提出する事。
- ・ 日本人駐在員が任期を終えて日本に帰国する際、インドの税務当局から「タックス・クリアランス証明書」を取得する事。インドでの日本人駐在員の在職期間は、通常3～5年の企業が多い様です。

### 4. 社会保障

インドの社会保障は、年に制定された従業員積立基金、及び、雑則法1952 (EPF法)。日本のパスポート所持者が、インドのEPF法適用事業所に勤務している場合、EPF法に基づく拠出が義務付けられています。しかし、日本の社会保障当局からCOC (Certificate of Coverage) を取得すれば、インドでの社会保障の積立義務免除を申請出来ます。これは、インドと日本政

府の間で締結された「社会保障協定」(SSA)に基づいています。

### 5. 日本での給与の支払い

通常、日本人駐在員は、家庭の事情に合わせ、給与の一部を日本で(日本の銀行口座に)支払う事を希望する場合があります。また、管理上の利便性から、給与の一部はインドで支払われます。インドの外国為替規制により、インドに派遣・出向している日本人駐在員は、インドで発生した給与全額についてインド国内税法に基づく所得税をインド税務当局に納付する事を条件に、給与の全額をインド国外の日本の銀行口座で受領することが認められています。

### 6. 日本の雇用主企業のインドにおける恒久的施設(PE)暴露

日本企業の駐在員が6ヶ月以上インドに滞在した場合、インドの親会社にPEエクスポージャー(課税対象となる存在)が発生する可能性があります。この場合、インドの税務当局は、当該駐在員がインドで行った活動の結果、インドで得た利益に対して、日本企業に課税を要求する可能性があります。日本企業のインド子会社に出向している駐在員の場合、インド子会社の完全な監督・管理の下で働くことが期待されるため、インド子会社が全ての納税義務を負う事が理想的です。PE エクスポージャーについては、ケース・バイ・ケースで分析する必要があります。

### 7. 移転価格

日本人のインドへの出向・派遣は、インドの移転価格税制の適用を受けますので、日本企業・海外支店とインド子会社・支店等との間のコスト・シェアリングの取り決めは、独立企業間原則を満たす必要があります。

クレイマン・コンサルタンツLLP (以下、クレイマン) は、インド全土の日系顧客様にサービスを提供する会計・アドバイザリー会社です。当社は、インド進出、会計・監査、税務、規制、法務サービスを専門としています。当社は、公認会計士、会社秘書(カンパニー・セクレタリー)、弁護士、MBAからなる専門家チームです。詳細については、当社ウェブサイト ([www.krayman.com/jp](http://www.krayman.com/jp)) をご覧ください。サポートが必要な場合は、[communications@krayman.com](mailto:communications@krayman.com) 迄ご連絡下さい。

